

定 款

制定 平成21年 1月 6日 認証

改定 平成23年10月13日 認証

改定 平成24年12月 6日 認証

改定 平成25年10月 8日 認証

改定 平成26年 9月26日 認証

改定 平成30年 8月20日 認証

改定 令和 5 年 6月10日 認証

認定NPO法人 大阪府高齢者大学校 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、認定NPO法人 大阪府高齢者大学校 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、社会の各分野で活動してきたシニア世代が、本講座で仲間と共に、文化・芸術・スポーツ等の学習と体験、多世代交流、まちづくりや環境保全、人権擁護、男女共同参画、外国人・留学生との交流等の学習活動を行い、自ら考え、自ら社会参加することにより、健康で調和のある生活の保持・拡充を自らの生きがい作りとして実践し、また、行政・企業・NPO等との協働とサポートの活動を総合的に行うことにより、社会の広い分野での貢献を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第2条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動
- (15) 科学技術の振興を図る活動
- (16) 経済活動の活性化を図る活動
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (18) 消費者の保護を図る活動
- (19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 福祉・介護・保健体育の増進に関する事業
- ② 地域における社会教育の実施を推進する事業
- ③ 地域におけるまちづくりを図る事業
- ④ 地域の観光の振興を推進する事業
- ⑤ 地域の農山漁村又は中山間地域の振興を支援する事業
- ⑥ 学術、文化、芸術、芸能および保健体育の振興を推進する事業
- ⑦ 地球環境を始め身近な環境保全を図る事業
- ⑧ 災害救援活動を推進する支援事業
- ⑨ 地域の安心・安全を推進する事業
- ⑩ 地域の人権の擁護及び平和の推進を図る事業
- ⑪ 国際交流を推進する事業
- ⑫ 地域の男女共同参画社会の形成を推進する事業
- ⑬ 地域の子どもの健全育成を推進する事業
- ⑭ 地域の情報化社会の発展を推進する事業
- ⑮ 科学技術の振興を図る事業
- ⑯ 地域の経済の活性化を推進する事業
- ⑰ シニアの職業能力の開発又は就職機会の拡充を支援する事業
- ⑱ 地域におけるシニアの消費者の保護を図る事業
- ⑲ 介護職員人材養成事業
- ⑳ 前に掲げる事業を行う団体の運営又は事業に関する連絡、助言又は援助の事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の趣旨に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同し、会の維持を援助する個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り入会を認めるものとする。
- 3 理事長は、前項により入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会員が納入した会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。
- (会員の資格)

第9条 会員は次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 会員の資格は継続して1年以上会費を滞納したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会で理事現在数の4分の3以上の議決に基づき除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の秩序を著しく害し、又は公序良俗に反する行為をしたとき。

(3) この法人の名誉を傷つけ、又は設立の目的に反する行為をしたとき。

第4章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上 20人以内

(2) 監事 1人以上 3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、3人以上6人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選任されていないときは、その任期の末日後、最初の通常総会が終結するまで伸長する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に理事会での弁明の機会を与えた上で、総会の議決に基づいて解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があると認められたとき。
- (3) その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会において別に定める。

第5章 総 会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業報告及び活動決算の承認
 - (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 - (6) 正会員、賛助会員の会費の額
 - (7) その他理事会において重要であると認め付議された事項
- 2 理事長は、以下の事項について総会に報告する。
- (1) 事業計画及び活動予算
 - (2) その他理事会において重要であると認め報告すべき事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第23条 総会は、第22条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第22条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(表決権等)

第27条 正会員の表決権は、1人1票とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること）

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員の中から選任された議事録署名人2人が署名押印した上、この議事録をこの法人の事務所において5年間備え置くものとする。

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第30条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、

少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。但し全役員の同意があるときは、この招集の手続きを経ずして直ちに開催することができる。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第 33 条 理事会においては理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

4 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数及び出席した理事の氏名（書面表決者については、その旨を明記すること）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議に出席した理事の中から選任された議事録署名人 2 人が署名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 35 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第 36 条 この法人の資産は、理事会の議決を経て、理事長が管理する。

2 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(活動予算及び決算)

第 37 条 この法人の事業計画及び活動予算は理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 活動決算は事業年度終了後 3 ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書とともに、監事の監査を受け、監査報告書を添えて総会の承認を得なければならない。

3 この法人の会計については、一般会計のほか、必要により特別会計を設けることができる。

4 会計の決算上、剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第39条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第40条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、正会員総数の過半数が出席し、その正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第41条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会において議決したものに譲渡する。

(合併)

第43条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第44条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 理事は事務局の職員を兼職することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(備付け書類)

第45条 事務局は事務所において、定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備え置かなければならない。

- 2 事務局は毎事業年度始めの3ヶ月以内に、前年度における下記の書類を作成し、これらをその翌々事業年度の末日までの間、事務所に備え置かなければならない。

- (1) 前事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書
- (2) 役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を

(記載した名簿)

- (3) 前号の役員名簿に記載された者のうち前事業年度において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面
- (4) 前事業年度において正会員であった10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

(閲覧)

第46条 会員及び利害関係人から前条の備え付けの書類の閲覧請求があったときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第10章 雜 則

(公告)

第47条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人に必要な事項は理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

理事長	長井 美知夫
副理事長	船本 幸二
副理事長	永田 得祐
副理事長	奥谷 英夫
副理事長	佐藤 宏一
副理事長	森井 英和
理事	高崎 博
理事	辻野 一郎
理事	杉本 孝三
理事	押立 宗光
理事	金子 時治
理事	武内 信憲
理事	荒木 博司
理事	立石 修一
理事	衣笠 清久
理事	原口 垣
監事	増田 義雄
監事	三田 進一

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成21年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第37条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 会費	会費年額	3, 000円
(2) 賛助会員 団体会費	会費年額	一口 30, 000円
個人会費	会費年額	一口 1, 000円

(3) インターネット会員 会費年額 1, 000円